省　令

○総務省令第八十五号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行に伴い、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十五日

総務大臣　川端　達夫

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一号中「郵便事業株式会社において」に、「郵便事業株式会社に、郵便局株式会社において行うことが適当であるときは郵便局株式会社」に改める。

附　則

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

○総務省令第八十六号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を実施するため、総務省組織規則及び郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十五日

総務大臣　川端　達夫

総務省組織規則及び郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

（総務省組織規則の一部改正）

第一条　総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項第一号中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「郵便局株式会社法」を「日本郵便株式会社法」に、「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第十四条第一項中「平成二十九年九月三十日」を「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日」に改め、同項第二号中「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）附則第二条の規定により読み替えて適用する」及び「（平成十七年法律第九十七号）」を削り、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「郵便局株式会社法第十四条第一項」を「日本郵便株式会社法第十六条第一項」に、「第七章第三節」を「第七章第四節」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項中「平成二十九年九月三十日」を「郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日」に改める。

（郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正）

第二条　郵政民営化法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十九年総務省令第百一号）の一部を次のように改正する。

第一号中「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）附則第二条の規定により読み替えて適用する」を削り、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、第二号を削り、第三号中「郵便局株式会社法」を「日本郵便株式会社法」に、「第十四条第一項」を「第七章第三節」に改め、同号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附　則

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

○国土交通省令第七十七号

海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第五項及び第十三条並びに領海等における外国船舶の航行に関する法律（平成二十年法律第六十四号）第九条の規定に基づき、並びに海上保安庁法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（海上保安庁組織規則の一部改正）

第一条　海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること。

第六十一条第一項中第十四号を第十六号とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　海上における犯罪の予防及び鎮圧に関すること。

第六十一条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること。

第八十一条第一項中第五号を第六号とし、同項第四号中「前二号」を「前三号」に改め、「海洋情報部及び」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号イ中「（明治四十年法律第四十五号）」を削り、同号ロ中「（昭和二十七年法律第二百四十号）」を削り、同号ハ中「（昭和二十七年法律第百三十八号）」を削り、同号ニ中「（昭和二十九年法律第百六十六号）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること。

第百五条中「第五号」を「第六号」に改める。

別表第十五海上保安監部及び海上保安部の項第一号中「第十六号」を「第十八号」に、「第五条第十七号」を「第五条第十九号」に、「第二十一号」を「第二十三号」に改め、同表海上保安航空基地の項及び海上保安署の項第一号中「第十六号」を「第十八号」に、「第五条第十七号」を「第五条第十九号」に改め、同表航空基地の項中「第十四号」を「第十六号」に、「第十八号」を「第十八号」に、「第五条第十七号」を「第五条第十九号」に改め、同表国際組織犯罪対策基地の項第二号中「、海上」を「海上」に改め、同項第四号、同表特殊警備基地の項第三号、特殊救難基地の項第三号及び機動防除基地の項中「第五条第十七号」を「第五条第十九号」に改める。

（管区海上保安本部の所掌事務の特例に関する省令の一部改正）

第二条　管区海上保安本部の所掌事務の特例に関する省令（昭和三十六年運輸省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第五条第二十一号から第二十三号まで」を「第五条第二十三号から第二十五号まで」に、「第二十七号（第二十一号から第二十三号まで」を「第二十九号（第二十三号から第二十五号まで」に改め、同項第二号中「第五条第二十八号」を「第五条第三十号」に改める。

第二条中「第十七号」を「第十九号」に、「第二十四号、第二十七号」を「第二十六号、第二十九号」に、「第十六号」を「第十八号」に、「及び第二十四号」を「及び第二十六号」に、「第二十八号」を「第三十号」に改める。

（領海等における外国船舶の航行に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　領海等における外国船舶の航行に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第六条」を「第八条第一項」に、「第七条」を「第八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第八条第二項に規定する海上保安庁長官の権限は、法第七条の外国船舶と認められる船舶が現に停留等を伴う航行を行っている海域を管轄する管区海上保安本部長も行うことができる。

附　則

この省令は、海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。